○ 立候補予定者説明会

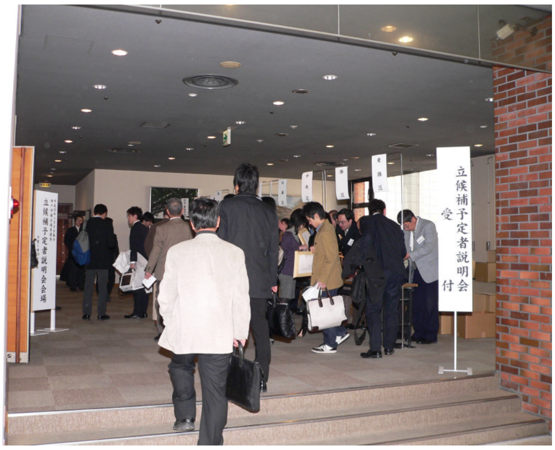

○ 立候補予定者説明会受付

○ 市役所横断幕

○ 市役所大看板

○ 三宮そごうビル壁面広告

○ 交通センタービルポスター

○ 市バス停留所のぼり

○ さんちかペナント

○ デュオ神戸ポスター

○ 花時計周辺のぼり

○ 神戸空港ポスター

○ しゃべるポスター

○ さんちかアドウィンドー啓発パネル

○ 3 都市協同制作 JR 車内映像広告

○ ミント神戸電光掲示板

○ 地下鉄車内吊広告

○ ポスター掲示場

○ 投票風景

選挙のお知らせ

平成19年3月発行／神戸市選挙管理委員会

神戸市会・兵庫県会議員選挙

4月8日(日)午前7時～午後8時

私たちの生活にかかわりの深い大切な選挙です
そろって投票しましょう

◆ 神戸市で投票できる人

昭和62年4月9日までに生まれた人で、平成18年12月29日までに神戸市の住民基本台帳に記載され、引き続き居住している人です。
なお、平成18年12月30日以降に県内の他市町から神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で兵庫県会議員選挙の投票ができます。
この場合、最寄りの区役所・支所・出張所が発行する「引き続き県内居住証明書」が必要です。

◆投票所は

「投票のご案内」を告示日(3月30日)以降に世帯ごとに封筒でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ記載の投票所にご持参ください。
※なくしたり、忘れたりしても投票できますので、投票所でお申し出ください。

今回から投票所が変わるところがあります。裏面の**「投票所が変更になった地域」**をご覧ください。

市内(区内)で住所を移した人の投票所は次のとおりです。
① **平成19年3月16日までに「市内転入届」を出した人** ⇒ 新しい住所地の投票所になります。
② **3月17日以降に「市内転入届」を出した人** ⇒ もとの住所地の投票所になります。

平成18年度明るい選挙をすすめるポスターコンクール特選
市立東落合中学校3年　中江翔子さんの作品

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由などで字を書くことのできない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。

ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合などがありますので、投票所では、本人確認のため、**誕生月(○月生まれ)**をお尋ねしています。

◆期日前投票は

選挙期日(4月8日)に仕事やレジャー・買い物などの予定のある人は、手続きが簡素化され、投票しやすくなった**期日前投票**ができます。ご活用ください。
選挙人名簿に登録されている**区役所**へお越しください。その場で期日前投票ができます。印鑑は不要です。ただし、宣誓書への記載は必要です。

※北区の選挙人名簿に登録されている人は、北区役所のほか北神出張所や連絡所(山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河)でも期日前投票ができます。

※須磨区の選挙人名簿に登録されている人は、須磨区役所のほか北須磨支所でも期日前投票ができます。

※西区の選挙人名簿に登録されている人は、西区役所のほか西神中央出張所や連絡所(伊川谷、押部谷、神出、岩岡、櫨谷、平野)でも期日前投票ができます。

【受付期間】
平成19年3月31日(土)～4月7日(土)
時間は、いずれも**午前8時30分～午後8時(土曜日、日曜日も受付)**
ただし、北区、西区の連絡所は、午前9時から午後5時までとなります。

◆不在者投票は

旅行や出張などで選挙期日の投票も期日前投票もできない人は、
手続きをすれば旅行先や出張先などの滞在先の選挙管理委員会でも不在者投票ができます。詳しくは滞在先又はお住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は、
その施設が「不在者投票指定施設」であれば、施設内で投票できます。各施設にご確認ください。

身体障害者手帳、介護保険の被保険者証などをお持ちの人は、
身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの人は、障害等の程度によって、また、介護保険の被保険者証（※介護保険資格者証ではありません。）をお持ちで「要介護5」の人は、事前に申請を行うことによって、自宅等で「**郵便等による不在者投票**」ができます。なお、「郵便による不在者投票」の対象の方で、上肢障害もしくは視覚障害が1級の人は、**代理記載制度**があります。
※あらかじめ、「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要があります。詳しくは、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。
投票用紙は、**4月4日（水）**までに「郵便等投票証明書」を添えて選挙人名簿に登録されている区の**選挙管理委員会**に請求してください。

ホームページで投・開票速報

4月8日（日）に、選挙管理委員会のホームページ上で神戸市会・兵庫県会議員選挙の投・開票速報を行います。
当日は下記のアドレスからご覧ください。

※神戸市役所HP　http://www.city.kobe.jp/

※神戸市選挙管理委員会　http://www.city.kobe.jp/cityoffice/60/

また、4月1日から8日まで、毎朝10時に前日までの期日前投票者数等の速報を公開いたします。

投票所が変更になった地域・・・下記のとおり

区　名	投票所が変更になった地域	新しい投票所（すべて1階）
中央区	上筒井通1～5丁目、野崎通1～3丁目	塩原幼稚園（上筒井通4丁目）
兵庫区	菊水町10丁目（12番地の一部、38番地、39番地を除く）、湊川町10丁目	海光園ミラホーム（菊水町10丁目）
兵庫区	東山町1～4丁目	新湊川ふれあい会館（東山町1丁目）
兵庫区	会下山町3丁目、松本通6～8丁目、上沢通6～8丁目	松本まちづくり会館（松本通6丁目）
長田区	腕塚町9·10丁目、久保町9·10丁目、二葉町9·10丁目、野田町5～9丁目、海運町5～8丁目、本庄町5～8丁目、長楽町5～7丁目、浪松町5·6丁目	長楽地域福祉センター（海運町7丁目）
須磨区	白川台1丁目（4番·35番）、白川台2丁目（37·45·59番地）、白川台3·4丁目	白川台住宅コミュニティプラザ（白川台2丁目）
垂水区	城が山1～4丁目、泉が丘1～4丁目	滝の茶屋保育園（城が山1丁目）
西　区	玉津町出合、持子1～3丁目、玉津町今津1番地～315番地·343番地～360番地·552番地～571番地（万願寺池西側の南北道路以西の区域）	たまつ幼稚園（玉津町出合）

お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区	〒658-8570	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号	☎841-4131(代)
灘区	〒657-8570	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号	☎843-7001(代)
中央区	〒651-8570	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号	☎232-4411(代)
兵庫区	〒652-8570	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号	☎511-2111(代)
北区	〒651-1195	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号	☎593-1111(代)
長田区	〒653-8570	神戸市長田区北町3丁目4番地の3	☎579-2311(代)
須磨区	〒654-8570	神戸市須磨区中島町1丁目1番1号	☎731-4341(代)
北須磨支所	〒654-0195	神戸市須磨区中落合2丁目2番5号	☎793-1212(代)
垂水区	〒655-8570	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	☎708-5151(代)
西区	〒651-2195	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3	☎929-0001(代)
市	〒650-8570	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	☎322-5815(直)

※各区選挙管理委員会への郵便物は、上記の郵便番号と「○○区選挙管理委員会」宛で届きます

神戸市選挙管理委員会　☎078-322-5815～6（直）

そろって投票しましょう

神戸市会・兵庫県会議員選挙

4月8日（日） 午前7時〜午後8時

四月八日は、神戸市会・兵庫県会議員選挙の投票日です。わたしたちの代表者を決める大切な選挙ですので、そろって投票しましょう。

18年度明るい選挙をすすめるポスターコンクール入選
兵庫商業高等学校２年生　向井 由紀さん

投票できる人

昭和六十二年四月九日までに生まれ、十八年十二月二十九日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人。

※十八年十二月三十日以降に県内の他市町から神戸市に転入届を出し、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で県会議員選挙の投票ができます。投票には、最寄りの区役所・支所・出張所が発行する「引き続き県内居住証明書」が必要です

当日の投票所

「投票のご案内」を三月三十日以降に世帯ごとに封筒で送付します。自分の個票を確認のうえ、記載の投票所に持参してください。

※紛失したり、忘れたりしても投票できます。投票所で申し出てください

▼市内（区内）で住所を移した人の投票所は次のとおりです

▽三月十六日までに「市内転入届」を出した人…新しい住所地の投票所

▽三月十七日以降に「市内転入届」を出した人…元の住所地の投票所

▼目の不自由な人には「点字投票」、目や手などが不自由で字を書くことができない人には、投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります

▼家族の「投票のご案内」を間違えて持参する場合などがありますので、投票所では、本人確認のため、誕生月を尋ねています

期日前投票

選挙期日（四月八日）に仕事やレジャー・買い物などの予定がある人は、期日前投票ができます。

▼**場所**＝選挙人名簿に登録されている区役所・支所・出張所・連絡所。印鑑は不要。ただし、宣誓書への記載は必要

▼**期間**＝三月三十一日から四月七日まで

▼**時間**＝午前八時三十分から午後八時まで（土・日曜も受け付け）。ただし、北・西区の連絡所は、午前九時から午後五時まで

不在者投票

旅行や出張などで選挙期日の投票も期日前投票もできない場合、手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳細は住所地の区選挙管理委員会に問い合わせてください。

▼病院や老人ホームなどに入院・入所中の人は、その施設が「不在者投票施設」に指定されていれば、施設内で投票できます。各施設に確認してください

▼身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持つ人は障害の程度により、また、介護保険の被保険者証を持ち、「要介護５」の人は、事前に申請を行うことで、自宅などで「郵便等による不在者投票」を行うことができます

※事前に、「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要があります。住所地の区選挙管理委員会に問い合わせてください

▽「郵便等による不在者投票」の対象者のうち、上肢障害または視覚障害が１級などの人は、代理記載制度があります

▽投票用紙は、四月四日までに「郵便等投票証明書」を添えて選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に請求してください

問 住所地の区選挙管理委員会（電話番号は17面参照）か市選挙管理委員会（☎322・5815、FAX 322・6150）

投開票速報など

4月8日（日）、選挙管理委員会のホームページで、投開票の状況をお知らせします。また、4月1日（日）〜8日（日）、前日までの期日前投票者数などを公開します。ぜひ、ご覧ください。
http://www.city.kobe.jp/cityoffice/60/